平成２４年（フ）第９３５号
大阪市住之江区南港中２丁目２番44―405号、前住所大阪府豊中市千里園１丁目５番25―1001号
債務者　恩田　次雄
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０１０号
大阪市浪速区大国２丁目１―16　パインブルックマンション302号室、住民票上の住所大阪市東住吉区桑津３丁目30番11―604号
債務者　中原　新悟
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀　　政哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０４９号
大阪市東成区東今里１丁目５番４―907号
債務者　高山　成鐘
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　和人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１０６９号
大阪市東住吉区西今川２丁目19番５号　パークサイドマンションサオモト　１Ｃ号、前住所大阪市中央区北久宝寺町４丁目３番８―802号
債務者　ハンドカットログこと　大上昭次郎
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堀井　昭暢
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２号
島根県出雲市平野町68番地
債務者　岡　　佳宏
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古津　弘也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２３年（フ）第４５号
熊本県玉名市玉名3245番地
債務者　東町　和也
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内川　　寛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月21日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
熊本地方裁判所玉名支部

平成２４年（フ）第５９号
大分県別府市大字鶴見2855番地の１
債務者　田中　憲子
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　根岸　秀世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６５号
京都市右京区西院西田町90番地１　サンホワイト葛野403
債務者　服部　光治
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三谷　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月６日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月23日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
福島県郡山市安積町笹川字境橋57番地の１　ＰＡＬ５番館202号室、住民票上の住所福島県郡山市安積町笹川字境橋57番地の１
債務者　紺野　修史
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柾谷　智徳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第２４号
福島県郡山市島２丁目34番８号セジュールアツシ203号
債務者　佐久間千恵子
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　浅井　嗣夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月14日午前10時40分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２４年（フ）第３８号
三重県四日市市楠町北五味塚1941番地２
債務者　大黒オートこと杉原栄守こと　朴　栄守
1　決定年月日時　平成24年３月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小貫　陽介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第９６７号
大阪府東大阪市加納２丁目１番７号
債務者　佐藤　雅彦
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　下谷　友和
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月７日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６号
宮崎県児湯郡都農町大字川北18912番地38　寿コーポⅠ―207
債務者　新名　朝嗣
1　決定年月日時　平成24年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　新原　次郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年５月25日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月24日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第４２７号
堺市中区八田北町10番地31　６棟102号、申立時の住所堺市西区鳳東町６丁635番地１305
債務者　池田　勇幸
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１０９号
大阪府藤井寺市大井５丁目20番19号
債務者　郵田　敏彦（旧姓竹本・藤原）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１１１０号
大阪府藤井寺市大井５丁目20番19号
債務者　郵田祐季子（旧姓平谷）
1　決定年月日時　平成24年３月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渋谷麻衣子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年６月11日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成24年５月28日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係